

福井県オープンイノベーション支援資金要綱

- 1 目的** 本県産業の創出に寄与するものづくりや新商品開発等を進める中小企業者に対し、ものづくりや革新的な新商品開発等に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 融資対象者** 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商品開発等を行う中小企業者
- 3 融資限度額** 1億5,000万円（うち運転資金8,000万円）
※補助事業に要する経費として申請した金額から、補助金交付決定額を除いた金額を融資限度額とする。
- 4 用途および融資期間** 設備資金 15年以内（据置1年以内を含む。）
運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。）
※国の補助事業を完了するまでに融資実行すること。
- 5 融資利率** 福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。
- 6 信用保証** 取扱金融機関の判断による。
- 7 担保・保証人** 取扱金融機関の定めによる。
(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。)
- 8 必要書類** (1) 融資申込書2部 [様式第1号-1、2]
(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書
(3) 直近2期分の決算書
(4) 事業計画書 [様式第2号]
※資金需要を証する書類を添付（設備資金の場合に限る。）
(5) 収支計画書 [様式第3号]
(6) 国の補助事業の交付申請書類（写）（事業計画書

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* ふくいオープンイノベーション推進機構への会員登録が必要です。詳しい手続き等は、県地域産業・技術振興課へお問い合わせください。

県地域産業・技術振興課
TEL: 0776-20-0374

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱8に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。

また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* 融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。

P.3「共通5(2)」参照

* 2019年4月1日現在

【期間10年以内】

1.30%以下（保証なし）

1.00%以下（保証付き）

【期間10年超】

1.70%以下（保証なし）

1.40%以下（保証付き）

* 事業計画書および収支計画書については、県の様式の内容と同様であれば、補助金交付申請書類に添付する事業計画書（収支計画書）を利用できます。

を含む)

(7) 国の補助事業の交付決定書類 (写)

(8) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

- 9 その他注意事項 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

* 補助事業の交付決定前に融資申込みを希望される方は、事前に県産業政策課へお問い合わせください。

<融資申込みの流れについて>

①オープンイノベーション推進機構の会員登録後、県へ確認依頼
(必要書類：補助事業交付申請書類(写)、補助事業交付決定書類(写))



②県による確認



③融資申込み
(必要書類：「8 必要書類」に記載されているものに限りません)



④融資実行
※補助事業完了前までに行ってください